

令和 6 年度総合教育会議

1. 日 時

令和 6 年 1 1 月 1 1 日（月）午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 3 0 分

2. 場 所

河内長野市役所 8 階 8 0 1（西）会議室

3. 会議出席者

西野市長、松本教育長、嘉名教育長職務代理者、田中委員、大矢委員
河野委員

4. 会議録署名者

西野市長、松本教育長

5. 事務局出席者

早川総合政策部長、尾西教育推進部長、小川生涯学習部長、生田教育推進部
理事、今矢政策企画課長、山崎教育総務課長、篠崎学校教育課長、向井学校教育
課参事、小池学校教育課参事、二井社会教育課長、濱田市民スポーツ課長、伊
藤文化課長、山本図書館長、岩本政策企画課長補佐、松村教育総務課長補佐、
早川教育総務課主幹

6. 会議要録

今矢政策企画課長

それでは定刻となりましたので、令和 6 年度総合教育会議を開催いたします。本日
の司会は私、政策企画課今矢が務めさせていただきます。本会議は、地方教育行政の
組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 第 6 項、及び河内長野市総合教育会議運
営規則の規定に基づき公開としております。本日、傍聴希望者はありません。

それでは、議事に先立ちまして、西野市長よりご挨拶いたします。

開 会

西野市長

総合教育会議の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。松本教育長はじめ教育委員の皆様には日頃から子どもたちの学校教育、社会教育、その他教育行政全般にわたりまして、様々な観点からご指導とご鞭撻をいただき、この場を借りて感謝申し上げます。

私も市長に就任して初めての総合教育会議ということで、私の思いもお伝えをさせていただきながら、教育委員の皆様のご意見を拝聴させていただきたく考えております。今回は重要なテーマをいくつかに絞らせていただいて、ご議論をさせていただきたく存じます。また、この総合教育会議を通じて、市と教育委員会がそれぞれの課題解決に向け、共通認識を持ち、合意形成を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今矢政策企画課長

続きまして松本教育長よりご挨拶いただきたいと思います。

松本教育長

このような機会を設定していただきましたことについて感謝申し上げます。西野市長が市長に就任される前から教育に関する様々なご発信をいただいております。私たち教育委員会としても、早く市長とこういう協議をする場を持ちたいと考えておりました。本当にありがとうございます。尚、市長をはじめここにおられる皆様は十分ご承知のこととは存じますが、この総合教育会議は、司会者の方からも説明がありましたように地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて設置されているものでございます。また、総合教育会議は地方公共団体の長と教育委員会が教育施策について協議調整をする会議体です。十分な意思疎通を図り教育の課題やあるべき姿を共有し、民意を代表されている市長の意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としております。もう少し申し上げますと、教育委員会としての施策は市長部局の政策と比較すると、ひと手間作業が必要ということになります。教育に関する事務については市長から独立した教育委員会が責任を負っております。つまり教育委員会が所管する教育事務について、市長は教

育委員の任命や予算編成などを通じて間接的に責任を負っていることになります。しかしながら、市長は教育を含めて市政全体の責任も負われていることから、教育分野についても意見が言えなければなりません。そこで法改正があり、このような総合教育会議を設置することになりました。市長のご挨拶にもございましたように今回協議するテーマで、意思疎通・合意形成ができた施策については、我々教育委員会が主体性を持って市長並びに市長部局それぞれに予算要望いたしまして、事業展開をしまいたいと考えております。こういった点も踏まえまして、限られた時間ではございますが、本日の会議はどうぞよろしくお願いいたします。

今矢政策企画課長

ありがとうございました。

ではまず一つ目のテーマであります、「組織機構に関わる諸課題について」から始めて参ります。このテーマにつきましては、市長から市役所の組織の効率的なあり方について、教育委員会と協議調整ということで提案されているものでございます。まずは市長からお考えをご発言いただきたいと思います。

西野市長

それでは私から発言をさせていただきます。市長就任以降、市役所の組織機構改革が必要だと思っておりまして、来年度に向けて、これまで縦割りとよく揶揄されてきました組織を極力風通しの良い組織にしたいと考えております。そして、部ごとに判断したものを、部と部がそれぞれ協調できるような関係にしたいということで局体制を来年度から取りたいと思っています。その中で、まちの価値をどんどん売り出していく攻めの観点、市民のくらしと安全を守っていく観点、或いは子ども行政と福祉行政を一緒にするというような観点を四つの局を設置したいと考えています。教育委員会がこれまで担っていただいている分野の中でも、文化やスポーツ、国際化については来年度は成長戦略部門で担っていきたいと考えております。教育委員会にはこれまで以上に子どもたちに向き合ってください、学校教育と社会教育に専念していただける体制を整えたいと考えております。なお地方教育行政の組織及び運営に関する法律では教育委員会の事務としていたものであっても市長部局に移管することは認められていますので、教育委員会の皆さんのご意見も踏

まえながら組織の機構改革を進めてまいりたいと考えております。

今矢政策企画課長

それでは事務局から組織機構に関わる諸課題について説明をお願いいたします。

小川生涯学習部長

それではまず、議題の一つ目、「組織機構に係る諸課題（特に市長部局との関係）について」ご説明申し上げます。資料①をお願いいたします。まず「はじめに」といたしまして、先ほど市長からもありましたとおり、平成 22 年以降、本来市長部局で担う多くの事務が市長からの補助執行、或いは事務委任など形を変えながら教育委員会の事務となっておりました。その中には、教育委員会に馴染まない事務、営利・興行に関わる施設・事業なども多く含まれており、本来教育委員会が行うべき業務にも影響しかねない状況になっておりました。一方、近年、地域経済の活性化を目指したマラソン大会、また、産業用地化を契機とした全市的なまちづくりと連動するスポーツ施設の再編など、教育委員会の範疇を超える業務が多くなってまいりました。令和 7 年 4 月実施予定の組織機構改革の機会を契機に、以下の諸課題を整理いたしたいと考えております。

まず（1）スポーツ施設の再編についてでございます。令和 6 年 2 月に作成いたしました再編基本構想の素案の実現に向けた課題といたしましては、全市的なまちづくりと連動するため、全庁挙げた取組みが必要となっています。特に都市計画上の課題の整理や用地買収、用地売却を伴う専門的な見地も必要になってまいります。それらに加えて、スぺランツァ大阪をはじめとしたプロスポーツ、或いはパラスポーツ、そしてスケートボードなどニュースポーツへの支援と連動しまして、自然を生かしたマラソンや自転車など本市の特性や資源を活用した誘客によるスポーツツーリズムの推進、また、スぺランツァ大阪も関連いたしますが令和 8 年 7 月にオープン予定の南花台スタジアムの管理運営が課題となっております。よって全庁的な課題として、これらを取り組み、今後のスポーツ振興を図るべきではないかと考えております。

（2）でございます。文化振興と文化会館（ラプリーホール）についてでございます。文化振興計画に基づきまして、ラプリーホールを中心にミュージカル、奥河内音絵巻、アウトリーチなど文化芸術活動に取り組み、内外から高い評価を得ております。これは令

和 2 年度に総務大臣表彰をいただいたことで結果としてあらわれております。一方で様々な課題をかかえております。大規模施設の老朽化や耐震化への対応、また、高額な施設維持管理経費、文化振興財団の安定的な運営の継続、そして、文化連盟の高齢化や市民文化の担い手不足などといった課題がございます。これまでの質の高い市民文化の振興を維持しつつ、さらなる活用促進と対外的なアピール、誘客、すなわち文化ツーリズムの推進による収益増加が必要だと考えております。これらは教育委員会には馴染まない課題になっているのではないかと考えており、全庁的な課題として取り組み、今後の文化振興を図るべきではないかと考えています。

(3) 国際化の推進についてでございます。「国際化・多文化文化共生ビジョン」を令和 2 年 3 月に策定いたしました。これにおきまして国際化・多文化共生施策は全庁的に取り組む課題としております。人口減少対策としての外国人材の活用や近年増えております外国人観光客の増加への対応など、全市的な取り組みが必要となってきております。現在のカーメル市との姉妹都市関係は維持しながら、産業や労働資源の交流拡大も見据えた緩やかなパートナーシップに基づく新たな国・地域との関係構築を進める必要があると考えております。よってこちらの結論といたしまして、全庁的な課題として取り組み、今後の国際化・多文化共生の推進を図るべきではないかと考えております。なお、教育委員会といたしましては、日本語の学習機会や外国ルーツの子どもたちの学習環境などについては本来業務として引き続き取り組んでまいらなければならないかと思っております。私からは以上です。

今矢政策企画課長

説明が終わりました。それでは意見交換をお願いいたします。

嘉名委員

ただ今話題にも出ましたスポーツ施設の件からまず申し上げたいと思います。市長も府議時代に都市計画審議会にでていらっやったのでご存じかと思うのですが、赤峰市民広場の産業用地化に伴って、スポーツ施設がかなり減少している事態になっています。

現在は南花台小学校跡地や長野北高校跡地である木戸東運動場を活用させていただいて何とか凌いでいるという状況になっています。しかしながら、中長期的に考えます

と、やはりスポーツ施設そのものの再編をしていかないといけないということが課題としてあると思います。また、スポーツ施設では南花台に建設予定のプロスポーツのスタジアムの管理運営やラブリーホールを含めた文化や国際化についても、これからの政策課題としては、教育委員会という観点からだけではなく、地域の活性化と位置付け、にぎわいを作っていくことが河内長野市の場合、重要になると考えています。そのように考えるとやはりどうしても教育委員会だと、学校教育や社会教育の考え方に適合しているかということが論点になるため、市外からたくさんの人に来てもらうといった論点は教育委員会としては、政策上なじまないという問題があると思います。そのため、むしろそういった制約のない市長部局でやる方がいいと思っています。もちろん教育委員会ができることは協力させていただくという関係で市の成長戦略を考えていただくということと整理されるのがいいかと思ひますし、市長が先ほどおっしゃった話に、私も賛同したいと思っています。以上です。

西野市長

ありがとうございます。嘉名委員のおっしゃるとおりだと思います。赤峰市民広場の産業用地化の際、所管は教育委員会では今後は産業用地になるということで、イニシアチブを担う部署が必要になります。今後こういことが起きてきた時に一貫通貫で物事を進めるために局制度にて進めることがスピーディーですし、考えが食い違ふようなことがないかと思っています。また、今後さまざまな公共施設の最適化ということも視野に入れていかなければいけないと思っています。先ほど嘉名委員がおっしゃったように、スポーツや文化のツーリズムができますし、国際化ということでもインターナショナル的な要素もツーリズムにできると思いますし、観光と位置付けていかなければいけない部分もあります。こういうことを考えますと、まちを活性化させるという概念で物事を進めていくにあたっては、先ほど申し上げたように四つの局体制の成長戦略局の中でこういった分野は担ってもらいたいと考えています。ただ一方で文化財の保護という部分については、所管が文化庁ということもござひますので、文化のありようについても、市長部局が所管する部分と教育委員会が所管する部分に分けていただくというようなところで課題を整理できると思ひており、そういったことも踏まえながら、来年度に向けた機構改革を行っていきたくて考えております。

今矢政策企画課長

他に何かご意見ございませんでしょうか。

それでは二つ目のテーマに移ります。「河内長野市におけるいじめの対応について」でございます。いじめは児童生徒の人権を侵害するだけでなく、進路や心身に重大な影響を及ぼす生徒指導事案でございます。そのため、常に危機意識を持っていなければならず、市長からも行政的アプローチによるいじめ対応について提案があったことから、議題として取り上げております。それではまず事務局から説明をお願いいたします。

小池学校教育課参事

「河内長野市におけるいじめの対応について」ご説明いたします。いじめは、そもそも大人の目には見えにくいものですので、教職員がいじめを認知し、解消に向けて取り組むことが重要となります。まず前提として、いじめについての共通認識を図りたいと思います。

いじめの定義は、資料左上にありますとおり、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為によって、対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。仮にいじめを意図していないものや、軽度な言葉によるからかいても、その対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じると訴えがあった場合は、いじめとして認知します。平成 18 年よりいじめは、発生件数ではなく、認知件数としてカウントすることに変更されました。これは、教職員がささいなことも、いじめとして積極的に認知することで、いじめの被害を見逃さず、いじめから子どもたちを守るという考えによるものです。いじめ認知件数の多さは積極的にいじめを認知し、その解消に向けた取り組みのスタートラインに立っているとして文部科学省も極めて肯定的に評価しており、認知件数を少なくするのではなく、正確に認知し対応していくことが大切であることをここで共有しておきます。次に、本市の状況を申しますと、いじめの認知件数は年々増加しており、軽微な事象も積極的に認知し対応していることがわかります。いじめの容態は軽微なものが大半を占めており、世間でいう犯罪のような重篤なものはありません。また、認知したいじめはすべて対応し、解決しております。ただ、保護者を交えて、加害者と被害者、両者とも理解を得ることに時間がかかる傾向にあります。そのような事案の場合、他の自治体では裁判になっているところもありますが、本市ではまだそのような事案はございません。下段中央をご覧ください。昨年度文部科学省は、いじめ・不登校緊急対策のポイントとし

て4項目示しましたが、本市において3項目が対応済みです。ただ、「自治体の市長部局にも専門部署や相談窓口を設け、いじめに対する体制を強化」についてはまだ整備できていない状況にあります。説明は以上でございます。

今矢政策企画課長

このテーマにつきましては市長から提案されているものですので、市長からお考えをお願いいたします。

西野市長

いじめの問題についてお話をさせていただきます。この問題に深く議題として取り上げたのは実は私、小学校の時代にいじめられた経験があるからです。当時のことをいまだに鮮明に覚えています。が、恥ずかしくて親に言えませんでした。そういった経験を踏まえて、今の子どもたちがさまざまな思いをかかえて家や学校で過ごしているのかと思うと、一番大事なことは、子どもたちに「必ず解決するからね」という大人のメッセージかと思っています。いじめの解決に向けては、学校現場で教育的指導という範疇で解決に向けて取り組んでいただいていると思います。いじめの多くは軽微なものや教員と生徒の間で解決できてきたと思います。一方で、旭川市や他市の事案を見ますと、学校現場だけでは、どうしてもできない事案もあるのも事実だと思っています。そういった事案まで教員や教育委員会が責任を持ててできるのかといったら現実問題として難しいのではないのでしょうか。しかも教員も本当に多くの業務をかかえている中で、解決に向けていくというのは、なかなか酷な話だと思っています。子どもから見ると、親にも言いたくないし教員にも言いたくないけどどうしたらいいかというお子さんもいると思うので、必ず解決するから相談してねというアプローチを強化していくということが重要だと考えています。寝屋川市が先鋭的な取組みをされていて、私も府議時代に何度も勉強させていただき、市長とも意見交換をしました。実際結果を出しているということに触れまして、本市でも同様の市長部局にもいじめ対応ができる、いわゆる行政的なアプローチに取り組むセクションが要るだろうというのが私の思いでございます。ただ一方で、教育委員会制度がある中で、学校現場で起きていることに対してどこまで市長部局が物申せるのかという課題があります。それについては今後の制度設計の中でどこまで教育現場に求めるのか、或いは教育委員会側の考えや市長部

局の考えをどのように伝達していくのか仕組みづくりが必要であると思います。とにかくすべてのいじめ事案にアプローチして解決することが大事だと思っていますので、ぜひその組織づくり、制度づくりに向けて皆さんの貴重なご意見をいただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

嘉名委員

いじめについてはこれまでの総合教育会議でも取り上げられましたが、教育委員会としても非常に重要な事案と考えております。いじめの中で一番大変な事態になるということは、学校の先生も教育委員会も信用できない、こじれてしまうような状態になった時に、仲介に入れなくなることや問題解決自体が進展しないということだと思っています。その一方で教員や学校はおそらく被害者と加害者がもう1回仲直りしてクラスに戻ってきてもらって平穏な日々をまた送れるよう解決したいと考えていると思います。しかしながら、解決が難しい場合、学校現場や教育委員会で解決の手だてが無いということが起きると思います。そういう時に第三者の立場の人がサポートしてくれることは、加害者側も被害者側もそうかもしれませんが、セーフティーネットとして機能すると思います。また、市長も言われたとおり、教育委員会に対して市長部局の方があれをしろ、これをしようというような上下関係ができたり、教育委員会の内部の情報を市長部局に渡すことが果たしていいのかというような非常に難しい問題が絡んでいるのは確かで、そういうところは良好な関係を作っていけるよう、先行のいい事例も勉強しながら検討していくことが必要であると思います。

西野市長

ありがとうございます。

大矢委員

保護者の立場からお話させてもらいますと、その第三者のサポート体制というものは、子どもに対してももちろんですが、教員に対してもサポートできるような仕組みであってほしいと思っています。いじめは学校現場だけではなくて、インターネットなど見えないところでも起こっていることもありますのですべて解決することは難しいかもしれませんが、教員をはじめ子ども一人一人がそのサポート体制によっていじめに立ち向かえる強い心を育ていけ

れば、乗り越えていけるのではないかなと思っています。個々の力を強くしてあげるようなサポート体制が大事だと考えております。

西野市長

ありがとうございます。

田中委員

私は元教員で、大阪府の教育委員会にも在籍しておりました。いじめについては数多く関わっていましたが、「中野富士見中学いじめ自殺事件」が有名です。その後、いじめ問題については国全体でさまざまな施策を実施してきました。安倍内閣の時には、「教育再生会議」がありました。「教育再生会議」でもいじめ問題への対応が提言されました。システムだけではなく、心の中から変えなければいじめはなくなるという方針のもと、現在、道徳の新しい教科書ができました。また、同じ時期に「いじめ防止対策推進法」が公布されました。ところが、それでもいじめはなくなりません。

元教員としては残念なことです。今回、市長が寝屋川市の組織をご覧になって、河内長野市でも採り入れていこうと考えてくださったことには感謝いたします。嘉名委員がおっしゃったように、学校は不信感を持たれている場合がありますから、行政には行政なりのアプローチの方法があると思います。学校や子どもたちを客観的にご覧になって判断して進めていただける制度を作っていただければ本当に感謝したいと思います。また、重大な事案については法的なアプローチについても検討しなければならないと考えています。よろしくお願いします。

西野市長

ありがとうございます。田中委員から法的アプローチに関しても重要じゃないかというご発言をいただきましたが、寝屋川市では、法的にしか解決ができなくなった場面に限ってですが、弁護士費用や保障の費用を補助するという取組みをしています。そこまで徹底するということで、保護者にも伝わるのかなと思います。

しかも子どもたちに毎月、何かあったら必ず連絡してくださいねという手紙を毎月違う文言を入れながら、全児童生徒に届くようにしています。年に1回ではなく毎月やることよ

て、子どもたちにも「いつも見てくれているな」ということで、逆にいじめる側にも、「こういうことをしてはいけないな」という、書面からアプローチしているという、現場の声を聞いていますので、参考にしつつ、教育委員会の皆さんもご意見いただきながら、この制度を作らせてもらえたらと思っていますので、よろしくお願いいたします。

今矢政策企画課長

他に何かご意見などございませんでしょうか。それでは三つ目のテーマに移ります。「新たな子どもの支援の方策について」でございます。いわゆる配慮の必要な子どもが増加しています。これまで市ではサポート人材を配置してまいりましたが、少し弱いのではないかと考えております。今回市長から、作業療法士や言語聴覚士など専門性を持つ人材の配置の提案があったことから議題として取り上げております。それでは事務局から説明をお願いいたします。

篠崎学校教育課長

資料③-1 から順番にご覧ください。学校には、ただ今、司会から話がありましたように様々な状況の子どもたちが共に学んでいます。一例をあげますと、発達障がいをはじめ、様々な障がいのある子どもが在籍しています。家庭環境の問題、不登校の問題などにより、何らかの個別的な支援が必要な子どもたちが増えてきています。配慮を要する児童生徒の一例として支援教育の状況を図に示しています。支援学級在籍児童生徒の推移を見ていただければわかりますように、全体の児童生徒数が減少している中、支援学級に在籍する児童生徒数は右肩上がりに増加しています。また支援学級以外にも、障がいや特性により、学習や生活上、困り感をかかえている児童生徒の学びの場所として、通級指導教室に通う児童生徒もおります。この場合は授業の大半を通常の授業を受けながら、一部の時間だけ通級指導教室で自立活動などの障がいの状況に応じた特別の指導を受けているものです。表の左にありますように支援学級だけでなくこの通級指導教室も増加している傾向にございます。支援学級や通級指導教室で学ぶかどうかは、発達検査等、本人の障がいの状況や保護者の思いなどを把握した上で、教育や医療、心理学等専門的見地からの意見等を踏まえ、総合的な観点から検討し、保護者との合意形成を図って決定しているものです。下段に示しておりますように、支援学級や通

級指導教室に通う子どもたちの学年や障がいの種別は様々で、子どもの状況は多岐にわたっていることがわかりになるかと思います。このような子どもたちの多様な状況や教育的ニーズに対応できるよう、教育委員会としましては、右側の備考欄に示すような様々なサポート人材を配置しております。

次の③－２の資料をご覧くださいと、配慮を要する子どもたちへの本市の支援体制を示しております。本市の特徴であります、支援教育総合センター「りんく」が中心となりまして、支援教育に精通する「りんく」職員が巡回相談や支援教育についての学校への指導助言を行うとともに、専門機関とのコーディネートを行い、大阪大谷大学に所属する心理士による発達検査などを行い、保護者へのフィードバック、また、言語聴覚士や理学療法士の派遣にも関わり、学校が子どもたち一人一人の教育的ニーズに対応できるように支援しております。

次の資料③－３をご覧ください。冒頭でお話いたしましたように子どもの状況は発達障がいをはじめとする障がいのある子どもだけではなく、家庭環境の問題や不登校の問題などにより、なんらかの個別的な支援が必要な子どもたちが増えてきています。先日、国において昨年度の不登校児童生徒数が過去最大の人数となったこともあり、本市においても不登校対策は大きな教育課題と認識しています。

これらの多様な教育課題に対応するために、これまでも、表の左にありますような教員以外の学校職員を市として配置していますが、何らかの配慮を必要とする子どもたちはもちろん、どの子どもたちも一人一人異なる特性やニーズを持っており、その支援には子どもたちの身体的、社会的、感情的等、多面的なアプローチが必要になってきております。右に示すような、新たな専門人材やサポート人材の配置を充実させ、今後も子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制が必要であると認識しております。私からは以上でございます。

今矢政策企画課長

説明が終わりました。このテーマにつきましても、市長からの提案ですので、まず初めに市長よりお考えをお願いいたします。

西野市長

来年度の組織機構改革で教育委員会の中に仮称ではありますが、学校作業療法室準備グループを設置させていただきたいと考えております。まず誤解があってはいけないのですが、学校内に新たに部屋を作るという意味ではなく、定期的にＯＴ（作業療法士）、ＳＴ（言語聴覚士）のみなさん、いわゆるセラピストのみなさんが今以上に学校に訪問をしていただいて、障がいのあるなしにかかわらず常に相談できる、自分の悩み、自分の苦手なところ、どうやって伸ばしていったらいいかということを、親身になって医学的なアプローチから相談できる環境を作りたいと思っています。子どもたちは見ず知らずの大人が、年に何度か来てもなかなか直接相談することは難しいと思います。そのため、定期的にということが大事だと思っており、そのような環境を整備させていただきたいと思っています。資料にありますように支援学級また通級教室に通っているお子さん、発達障がいも含め、いわゆる特性のあるお子さんが増加傾向にあります。ただこの特性のあるお子さんも苦手なことはあったとしても、得意なこともあると思います。苦手なところを極力見守ってあげて、得意なところを伸ばしてあげる環境が必要だと思います。目標を見出したり、或いは自己肯定感が高まるような学校環境であってほしいという願いから、このような取り組みを進めたいと考えております。すでに岐阜県飛騨市では、先鋭的に進めており、地域や保護者から評価されているとお聞きしています。学校の教員は教育に特化してやっていただいておりますが、どうしても医学的な専門性を持っておられませんので、どう対応していいかわからないといったことがあると思います。ＯＴ・ＳＴの皆さんが常に関わってもらえるということは、教員の側からしても負担軽減にもなりますし、飛騨市では、教員が逆にセラピストのみなさんに相談をする場面がたくさんあるとお聞きします。また、保護者も学校によく来るようになって、さまざまな観点から子どもたちを見れるということで、保護者にも大変評価があるとお聞きしています。私も現場にも学ばせていただきたいと思いますし、これらの取り組みをぜひ進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。ご意見あれば頂戴したいと思います。

今矢政策企画課長

それでは意見交換をお願いいたします。

河野委員

現在、支援教育など子どもの状況に対応した教員の研究・研修が行われていると聞いています。専門的な人材の配置はこれに加えてますます重要性が高まっていると思います。既存の社会資源としては、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーが配置されています。そうした教員と専門家が協働を図りながら、支援を図っていくことはとても大事なことです。専門的な人材配置はこれから配置促進していただけたらと思います。また、近年インクルーシブ教育や多様な学びのニーズに対応していくことが求められていますので、専門家と教員が協働するような仕組みが不可欠であって、今後そのような教育の専門的な人材配置を積極的に推進すべきだと考えます。

田中委員

私は教育に関わって約 50 年になります。学校現場から教育委員会に指導主事としてきたのが、今から 35 年ほど前になります。その頃私は支援学級の担当の指導主事もやっておりました。当時、河内長野市には 21 校ありまして、そのうち 20 校に支援学級が設置されていました。当時、在籍していた子どもたちの人数は約 100 名でした。大阪府と学級配置の交渉をするのですが、大阪府の担当者から、「指導主事だったら、ちゃんとその子どもの状況を把握していますか。」とよく言われました。そのため約 100 名の子どもの症状や状況、これからの指導計画等を頭にたたきこんで交渉にのぞんでいました。ところが現在は約 600 名の支援が必要とする子どもたちがいます。当然、指導主事や教員だけでは対応できないと思います。このように市長が人的に支援くださるということは、本当にありがたいと思います。行政が子どもたちを大事にしていこうという姿勢はとても素晴らしいと思います。実は本日午前中に、学校の視察に行ってきました。支援学級の教員は一生懸命頑張ってもらっていました、また、通常学級の教員も頑張ってもらっていました。ぜひ、O T や S T の先生のスキルを学校の教員にも広げていただくという枠組みを考えていただけたらなと思います。以上です。

大矢委員

学校の中に専門的な支援をしてくださる方をつけていただくということは大変ありがたいのですが、さまざまな配慮の必要な子がいると思います。例えば不登校の子は、まず学

校に行けないので、そういった支援を受けることができません。朝学校に行かせることだけでも、親御さんはすごく大変なので、お友達が「一緒に行こう。」と毎日誘ってくれる近所のおつき合いがあればいいのですが、皆がそういう状況でもないと思います。保護者としては朝のお迎えや教室の中になかなか入れない子どもたちをサポートしてくれるスタッフがもう少し多くいてくれたら安心だと思います。さまざまな環境の子がいますけれども、市長のお力添えで、みんな安心して学べる環境を作っていかなければならないと思います。

西野市長

ありがとうございます。また検討させていただきたいと思います。

今矢政策企画課長

他に何かご意見などございませんでしょうか。それでは四つめのテーマに移ります。「子どもの主体性が高まる教育活動について」でございます。このテーマにつきましては、市長から、子どもたちの主体性や探究心を育み、当事者意識を高める教育を推進していくことが大切ではないかということで提案されているものでございます。市長からお考えを発言いただきます。

西野市長

私もいろいろなところで子どもたちに向かって頑張ってくださいと発言することがありますが、中には、頑張れと言われることが苦手な子どももいるということ、大人が理解しておかないといけないと思っています。そういう時に、なんていう言葉がいいのかと考えたら、「大丈夫。」という言葉がいいかと思うことがあります。先ほど田中委員がおっしゃったように、子どもの多様な考え方や多様な環境があることにいかに私たちが対応していかなければならないのかと考えています。先ほど不登校の話もございました。これだけ不登校とひきこもりが多い国というのは、日本と韓国だけだと言われています。それは理由が様々で要因がひとつだけではないと思います。やはりこの状況は変えていかなければいけないと思います。これには時代背景があると考えております。かつて人口が増えて、そして経済が成長していく時代においては、とにかく大量に物を生産して、そして、いいものをつくれる企業に入るために、高校から受験勉強をして、いい大学に行くことが重要だといわれる時代が続

いてきたと思います。その時代はゴールが決まっていますから、そのゴールに向かっていけばよかったという環境は間違いではなかったと思います。ただ、2009 年頃から人口減少が始まりました。特に多様な価値を求められる時代にあっては 100 点ばかり目指すことがいいのではなく、0 から 1 を生み出せることや、今価値があるかわからないものに価値を見いだす力が世の中として求められています。ゴールがない時代ですので、それぞれゴールを自分たちで見つけなければならないと思います。そういう時代にあって、やはり教育のあり方も見直していく必要があると思います。授業についていけない子もいると思います。その遅れを補うために、塾に行くこともあると思います。塾で勉強したらできるようになってくるので、今度は逆に学校が信頼をなくしてしまうという状況もあると思います。一方で、勉強が得意な子はどんどん進みます。小学校 1 年生で約 80 文字の漢字を覚えますが、6 年間で約 1000 文字覚えます。当然自分の名前を習わない場合もあると思います。自分の名前を漢字で書いた時に、その漢字は習っていないからひらがなでいいよって教えられたとします。でも漢字を知っている子や好きな子はどんどん漢字を覚えていったらいいと思いますし、できることを抑える必要はないと思います。そういう意味では、主体的に自らこれをしたと思える力、一つのことを追究していける能力を育みながら、ある程度自由な進度を認めていくという環境をつくるのが大切だと思っています。ではそのためには何を具体的にするかというところですが、全国でさまざまな先進事例を学びながら、授業のあり方や異学年で学ぶ時間を増やすこと、或いは主体的に子どもたちに学ばせる授業を学習指導要領の範囲内でたくさん作っていくという方法がありますので、まずはどういうやり方がいいのか研究が必要かと考えています。来年度 1 年かけてしっかり研究をしてもらい、令和 8 年度から 1 校ないし 2 校のモデル校で主体性が高まる教育活動を実施し、その後、横展開をしていくことを目標に掲げていただきたいと考えておりますので、ぜひ委員の皆さんからのご意見いただけたらと思っています。

今矢政策企画課長

それでは市長のご意見について、また、現状の学校教育について事務局から説明をお願いいたします。

篠崎学校教育課長

資料④－１をご覧ください、まずは学校教育で育成する資質・能力について、説明させていただきます。学校教育は国が示す学習指導要領に記載された内容に基づいて進めるものです。学習指導要領は各教科における教育内容や学習の目標を示したものであり、どの学校でも、日本の教育の水準が保てるよう文部科学省が定めている教育課程の基準となります。さらに、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するために要する時数を記載して、標準授業時数が学校教育法施行規則に定められています。表をご覧ください、およそ 10 年に一度改定が行われています。これはグローバル化や急速な情報化技術革新など、社会の変化を見据えて、子どもたちがこれから生きていくために必要な資質や能力について見直しを図っています。平成 10 年の改定では、教育内容を精選し、授業時数を縮減いたしました。その後の O E C D の学習到達度調査での結果で、日本は大きく順位を落としました。これがいわゆる P I S A ショックでございます。その後の改定では、再び学力向上を目指し、授業時数を増加した動きになっています。その次に学力の捉え方について説明をさせていただきます。文部科学省は、子どもたちが変化の激しいこれからの時代を生き抜くためには、生きる力、確かな学力が必要であるというように提言しています。生きる力とは、知徳体のバランスのとれた力とされており、生きる力を身につけるための学力としてここに示しております、「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」、「未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力など」、「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性など」の三つの要素が挙げられています。それらを育むための授業のあり方として、これまでのすぐれた教育実践の中で見られた主体的、対話的で深い学びの視点から改めて授業を見つめ直し、その実現に向けて授業を改善することが求められています。これがいわゆるアクティブラーニングによる指導と呼ばれるものであり、ペアや小グループでの話し合い活動など、様々な活動を通して、学習者の能動的な参加を取り入れた授業を進めていくことが必要であるということでございます。学びの手法で示しておりますが、主体的な学びの視点として、「自分の学びを振り返り、次の学びや生活に生かす力を育む授業」、対話的な学びの視点として、「周りの人たちとともに考え学び、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業」、こういった視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びをし、学習内容を深く理解し、自立能力を身につけ、能動的に学び続ける力を身につけさせるこ

とが求められています。また中央教育審議会の答申でも令和の日本型学校教育の構築を目指したものがございまして、その中では個別最適な学びと、協働的な学びを、両方を充実することとされており、中でも、一人一人の特性や学習進度に応じた授業体験、子ども自らが学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成する、一人一人の特性や学習進度等に応じた指導方法や異年齢集団での学びを取り入れるなどの指導方法が求められています。

次のページ資料④－２をご覧ください。「探究的な学習の充実」が示すように、特に総合的な学習の時間は教科の枠を超えて、児童生徒が自ら問題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力を養う学習活動でございまして、総合的な学習の時間は人権教育、福祉教育、環境教育や本市の独自の郷土を学ぶふるさと学なども行っております。探究的な学習活動として、自由進度による教科の発展的探究であったり、各教科での学びから関連した内容や発生する内容について、子どもたちが自ら追究したり、テーマを設定した探究になるように、個人が設定した研究課題を追究したりするような場面では、異学年集団で実施することにより、より深い学びが実現するのではないかと考えられます。現在本市では、各学校において総合的な学習の時間の推進担当者を位置付けまして、中学校区で研究授業を行うなど、主体的で対話的で深い学びの視点の研究を進めているところです。このような取組みをより推進させて、主体的で対話的で深い学びの視点からの授業改善を含め、各種学習指導要領の示す確かな学力を育成するよう、努めているところでございます。説明は以上でございます。

今矢政策企画課長

説明が終わりました。それでは意見交換をお願いいたします。

大矢委員

先ほど市長がおっしゃっていました１年生から漢字ができるという話ですが、幼稚園に通っている児童は漢字を習うのですが、保育園に通っている児童は習っていない場合があります。スタートラインが異なる状態で入学することがあります。幼稚園で漢字を習っている児童は書けるのに、先生に止められてしまうと、既に知っていることをやらしてもらえないということはフラストレーションがたまることもあると思います。そういう中でクラスの中では、理

解度が違う子達が集まっている状況になっていると思われます。先生としたら、先に先に進みたい児童の気持ちはわかるけれども、公平にしてあげないといけないという意識が強いと思うので、勉強が苦手な児童に合わせてしまうという傾向があると思います。これから自由進度学習をすると舵を切るとしたら、まず先生が児童生徒に対してどういう意識を持っていくか重要になるので、しっかりと研修を設けることが必要ではないかと思います。

西野市長

ありがとうございます。

田中委員

先ほど長い間教員やっていましたと申しましたが、昭和 62 年頃、これからは個の時代だという報告がありました。ある時期から日本が世界のフロントランナーになったことから自分たちで考えなければならない時代になってきました。それまでは先進国のものまねでやってきた教育が時代に合わなくなってきました。そしてゆとりの時間をあげたらいろいろと考えられるのではないかということで、ゆとりを増やしました。ところがゆとりを増やしたら、ほんの一部の学校を除いて、ゆとりはゆるみではないかという話が持ち上がってきました。ところが、学習指導要領はそれまではしっかりした基準で策定されていましたが世間から学力が落ちたと騒がれたことから学習指導要領は最低基準というようになりました。現在でもそれは続いています。だから、漢字で書ける場合であっても先生方は漢字で書かせないと思います。さきほど市長がおっしゃったように学習指導要領を逸脱してやりなさいということではないと思います。例えば小学校 6 年生は、因数分解を習いませんが、数学ができるからといって中学校みたいに因数分解をしなさいということは学習指導から逸脱することになります。ところが、例えば 3 色のたまを並べ替える順列の授業があります。3 色のたまでできる児童生徒に 5 色のたまで授業をやったとします。これは深みをもって授業をすることとなり、習熟度を考えながら授業をするため非常に意味があると思います。先へ先へと自由学習をすることは下手をしたら、学習指導要領から逸脱してしまう可能性があると思います。

さきほどフロンティアという話をしましたが、今から約 30 年前に非常に流行りました。経済界や教育界でも流行りました。何かというと、まねをする先進国がないから自分たちで

考え、切り開いていかなければならないということです。私は2010年頃私立学校の初等部で教員をしていました。当時、シンキングツールというものの研究をしていました。ものごとを考えるツールを使ったら考えやすいということです。現在の学習指導要領のほとんどの教科書に私が研究した内容が載っています。感心しているのは、本市は積極的にシンキングツールを取り入れていこうとしています。考えることをしなければ、主体的な学習はできないと思います。考えることなく、ただ話し合いをしていたら深みが出てきません。深みがなければ、うすっぺらい話になってしまいます。そういう意味で、本市の教育は非常にがんばっていると思います。ただ、習熟度別学習を進めようとする、また、深い学びをしようとする、と教員の増加が必要になります。教員の増加に支援いただけたらやりやすくなるかと思います。学習指導要領では英語の授業が入っています。ベテランの小学校の先生は大学で英語の指導法を学んでいません。英語の授業を行うために研修したり教科担任制にしたりすると思います。ところが深く、広く、そして、総合的な考え方を使って授業を進めるという教育をしてこうと考えていますと、学校という限られた空間の少ない教員だけではやっていけない。そこを変えていくには市長から支援があれば非常に助かると思っています。

嘉名委員

田中委員からもお話がありましたが、学校現場でこれだけ多様なニーズにどうこたえていくのかと考えますと、とても難しくなっていると思います。それは先ほどのいじめの話や作業療法士の話も同じですが、教員の負担を減らすことが大事かと思います。部活動の指導もそうですが、教員が教育に集中できる環境を作る必要があると思います。近年、全国的に教員に応募する人が増えていません。教員が教育に集中できる環境をいかに作るかということが、児童生徒の学力の向上にとって重要かと思います。ちょうど今の時期に、教育委員は各学校を訪問しているのですが、若い先生が多いと思います。熱心にやっています。教育の質を上げるためには、もっと授業に対する準備や、授業の設計の研修をしたりするようなレベルアップの機会がたくさん必要なのだろうと思います。それをぜひ支えていただければと思っています。

実は大学でも最近ではAO入試にウエイトをおいています。いわゆる共通テストや二次試験といわれる学力テストで合格者を判定することが今は大半ですが、その比率を徐々

に下げて、面接や、例えば中学校高校時代いろいろな活動をしてきたことをレポートに書かせるといったことで、面接も含めて総合的に評価していく時代になってきています。これは我々も実施しているのですが非常に大変です。同じ試験問題で同じ時間に解かして、同じように採点する方がよほど効率的です。効率的ですが、多様な人の評価ができないということで、一人一人面接等していると、非常に時間がかかります。土日もなくなるというようになります。しかし、そういう時代になってきているときに、教育の質を高めていくことは極めて重要になってくるかと思います。

最近、学力テストの結果を見せていただきました。それでわかってきたのですが、通常、学力の成績は正規分布をしてコブ型になるのですが、結果はコブがいくつかあるように分布していました。すでに習熟度別で授業をする等、現場では工夫してらっしゃるが、勉強ができる児童生徒と授業についていけない児童生徒の差が大きくなっているというのが現実かと思います。その状況の中で、1人の教員が授業をしながら、全員の底上げを図るということはとても難しく、私も、田中委員と同じで、教員の増員に尽きるかと思いますが、教員がレベルを上げられるような時間や機会を作ることが重要かと思います。そうすることで、教育の質を高めていくことができると思っています。以上です。

松本教育長

私たち教育委員会は学習指導要領に基づいて学校が適切に教育活動を行っているかを管理監督し、不足分については指導助言をしています。市長がおっしゃっていることは、今の学習指導要領の理念となった中央教育審議会答申の内容と非常に似ていると思っています。これからの社会が Society5.0 という時代になってきて、その時代を生き抜いていく子どもたちに必要な力をつけることが重要になっています。そのため従来の知識や技能だけではなく、思考力・判断力・表現力、或いは学びに向かう意欲といった確かな学力といわれる力を養っていくことが求められます。そのために学習指導要領は学習内容だけではなく、学習の指標まで示しています。教員たちはこれまでは教科書に基づく学習を教えていたのですが、目的を理解し、培う力はどういうことかという意識して授業を進めていく必要があります。例えば、アクティブラーニング、主体的対話的で深い学びですが、パソコンを使い、ペアで話しあったり、グループ協議したり発表してシェアしたり、考えを述べたり、図に表し、マニュアルどおり授業をやっているのですが、教員は学習指導

要領をどこまで意識しているかまではわかりません。市長がおっしゃったことで、もう一度その内容について理解を深めていくことが、大事であるということが一つと、教員たちは強弱をつけるような授業を試行錯誤を繰り返しながらやっています。それが、教員たちは負担に感じているようです。教育委員会が教員に目的と目標が混同していると言ったら、それで先生方は悩むわけです。そういうことを解消するために市長が後押しになるようなことを、教育施策として取り入れて進めていくことは大事だと思います。そのやり方が集中してどこかの学校で先行的に進め、或いは、そのことを学習する機会を設定することが必要かと思っています。本来教育委員会が実施しなければならないことを、市長の今回のお考えで後押ししていただけていると考えています。中身についてはこれから協議が必要ですが、本当にありがたいことだと考えております。これからもよろしくお願いします。

西野市長

たくさんご意見ありがとうございます。文部科学省でも学習指導要領を変えていくべきだという考えの方がいらっしゃれば、昔ながらの方法で進めていくべきだという考えの方がいらっしゃるようです。これは人の考え方ですので、どちらが良いとか悪いということではないと思います。教育長がおっしゃったように、学習指導要領の範囲内で実施するということは、そのとおりだと思います。さきほど勉強の得意な子と少し遅い子の二極化が激しくなってきたという嘉名委員からのお話がありました。学校の先生にはこの子たちを導いてあげないといけない、教えてあげないといけないという意識があると思います。主体的な学びを進めようという考えの中では、いわゆるティーチャーではなく、ファシリテーターのような役割が主体的な、或いは探究教育、探究能力を伸ばす学習にあっては必要だと思っています。教えてしまうと、その時点で子どもたちが止まってしまう可能性があります。さきほど、勉強が得意な子となかなか進まない子とは二極化があると話しました。そこで出てくるのが異学年の交流だと思います。私も異学年交流の現場を見学しました。4年生から6年生で学んでいる状況の中で、6年生が引っ張っているという場面ばかりではありませんでした。4年生で引っ張っている子もいれば、6年生で引っ張られる子もいました。一斉に授業で教えることも必要ですが、同時にみんなで考えて何を作り上げるかという考えを授業の中に極力取り入れてほしいということが私の思いです。科目で考えますと国語、算数、社会、一部理科でしょうか。具体的に言うと、例えば社会です。関ヶ原の戦いは、東軍と

西軍が戦います。西軍にはどの武将が参戦して、東軍にはどの武将が参戦して、西暦や背景を学ぶ。これで終わると、ただの歴史の 1 ページを学ぶだけになります。そこから深く学ぶと、なぜこの武将は西軍についたのか、なぜ小早川氏は西軍を裏切ったのだらうという背景があることに気づけば、非常に楽しくなると思います。単元ごとに主体的な学びに変えてあげることによって、授業が楽しくなると思いますし、教員も少し余裕ができることもあると思います。例えばの話をしました。主体的な学びの環境づくりに向けて、全校で一斉に開始することは難しいと思いますので 1 年間で研究していただき、令和 8 年度からモデル校の実施に向けて進めていただけたらと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

松本教育長

これから必要となる培う力と教育の手法だと思えます。教員は従来の方式で授業を組む傾向にありますのですぐには開始できないのですが、しっかり研究して、進めていかなければならないことだと認識しています。

西野市長

河内長野市教育委員会の問題ではないのですが、いわゆる非認知スキルを高めても、高校の入試制度は点数ばかりを求められている場合もあります。大阪府教育委員会の水野教育長も府立高校の入試制度について改正していくことを考えられているようです。河内長野市教育委員会と高校入試の考え方が異なっていることは問題だと思えますので、私からも大阪府に働きかけていきたいと考えています。

松本教育長

大学入試はそういうふうに変ってきているのですか。

嘉名委員

大学の入試では受験の点数だけではない部分を見据えて学生が変化してきています。

例えば私、都市計画学会の副会長をやっているのですが、高校生が入会したいという

要望が今年出てきました。あと今年は東大寺学園という高校の学生が学会で発表してくれました。皆さん、高校生ぐらいから学会等に入って、自分の興味のあることをつきつめてＡＯ入試で狙おうということが既に始まっています。情報学会だったら３０００人ぐらい高校生が入会している場合もあります。大学の入試や勉強は舵を切り出しています。近いうちに高校の制度も変わってくるのではないかと思います。

田中委員

変わることが難しいのは高校入試だと思います。入学試験の採点が大変だと感じます。

今矢政策企画課長

よろしいでしょうか。

それでは五つ目のテーマに移ります。「学校のあり方の方針について」でございます。現在の学校のあり方の方針は、令和７年３月までとなっております。学校のさらなる小規模化に対応する次期あり方の方針の方向性を検討するため、議題として取り上げております。それでは事務局から説明をお願いいたします。

山崎教育総務課長

学校のあり方の方針についてご説明させていただきます。資料の⑤-１をお願いいたします。現状の学校のあり方の方針は平成３１年４月に策定されたものでございます。基本的な考え方といたしまして大きく５つにまとめております。

まず一つ目の標準学級数１２学級から１８学級を適正規模としながらも、適正配置についても十分配慮していくという考え方でございます。

二つ目の観点で学校が小規模化した場合、教育効果の低下などのデメリットを解消するためメリットを最大限に引き出す取組みの強化をできるかどうかを総合的に判断し小規模校のまま存続させることが可能か十分検討するという記載がございます。こちらはいわゆる過度な小規模化の可否をうたっております。

三つ目にその基準でございますが小規模校を現状のまま存続させる限度は小学校は複式学級となる段階、中学校は６学級を下回り単学級が生まれる段階を一定の目安

とし、検討をさらに進める必要があるところでございます。

四つ目でございます。ふるさと学と英語教育をさらに発展させ、グローバル化に対応した人材の育成を図るところが大きな基本的な考え方でございます。

最後ですが、一つ目と関連いたします。適正配置を考える上で、学校運営協議会制度の導入や、小中一貫教育の取組み、また中学校区における小中学校間での連携や連続性を図る取組みを継続し、発展させることが、よりよい教育活動の充実となるだろうという記載がございます。

これらの方針のねらいといたしましては、教育効果として子どもの社会性を養う環境づくりと地域の教育力を活用する体制の維持というものがございます。また一方で、施設的な管理の観点といたしまして、河内長野市公共施設等総合管理計画の記載がございますが、いわゆる F M、ファシリティマネジメントの考え方の中で、施設の効率的な維持管理といった方針もございます。そういったところで、そのさらに下に記載されています施設のかたち、小学校と中学校を一体にした施設一体型小中一貫教育推進校の整備や公民館の複合化を現在進めているものでございます。次のページ資料⑤－２をお願いいたします。現状と課題ということで、現在のあり方の方針に関しまして、「学校の統廃合については小規模化が進む学校であっても、地域性の異なりや通学路の状況、通学距離などの課題により、適正規模を確保するための容易な統廃合ができない。」となっています。しかし、右の表のとおり「今後ますます小規模化が進み、複式学級化する学校が発生することが想定される。」とございます。右の表をご覧くださいますと、特に小規模化が進んでいる小学校を記載してございまして、各小学校の入学児童数の見込みを記載したものでございます。いずれの学校にいたしましても令和 6 年から令和 12 年を比較しますと、小規模化が進んでいくということが見て取れるかと思えます。続きまして、「現行のあり方の方針ではさらなる学校の小規模化の進行によりまして学校運営上支障が出る場合は、統廃合について検討するとなっている。」ところでございます。こういったことから、学校のあり方についてさらに詳細な事項についても取り決める必要があるということが課題でございます。こういった課題を解決していく手法といたしまして、検討委員会を立ち上げ、そこで今後の学校の統廃合における考え方や統廃合の対象となる学校の基準を定める検討をする必要がございます。検討の手順のキーワードといたしましては複式学級や過度の小規模化による学校の存続か廃校かといった観点を整理していくところが大きな手

順でございます。策定のスケジュールといたしましては、令和 7 年度で検討委員会を立ち上げまして、令和 8 年度に次期学校のあり方の方針の策定を進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

今矢政策企画課長

それでは意見交換をお願いいたします。

田中委員

学級規模が小さくなるとメリットとデメリットがあります。メリットとしてきめ細かな対応ができる、異学年間の活動ができる、子どもたち一人一人がいろいろな活動のリーダーになることができるといったものが挙げられます。一方で、集団学習の機会が減る、切磋琢磨する機会が減る、社会性が育ちにくいといったデメリットがあります。また、小規模校でもいじめはあります。小規模校でいじめが固定化されたら、長期間続いてしまうという例があります。文部科学省は小中学校では一定の集団規模が望ましいと示しています。本市では一時期に大規模開発されたため人口が急増し、現在は人口が減少しています。その影響で学校も小規模化しています。学校の小規模化に対する対応策は必ず考えなければならないと思います。

本市ではふるさととのつながりによる豊かな学びを基本理念として地域とのつながりによる教育の観点に立ち、学校の小規模化に対応してきました。全国的に見ても自分たちのふるさとが出身小学校を中心に広がる傾向にあります。

学校の設置は市が行っています。教員は大阪府が府費負担教職員を配置しています。複式学級化したときに何人の教員が配置されるか、校長や教頭、一般の教員等が必要になります。児童生徒が少人数になったときにどこまで維持できるかということが問題になります。学校がさらに小規模化しても、学校の教育水準を維持していく手段を確保する必要があります。今一度、子どもたちにとってより良い学校のあり方を検討する必要があるのではないかと考えています。

西野市長

ありがとうございます。統廃合について、現在、小中学校の統合と公民館の統合を進

めていますが、これはこの時代、あるべき姿だと思っています。田中委員からおっしゃっていただいた小規模校についてですが、具体的に天見小学校でしたら地元の子どもが非常に減ってきています。しかし、天見小学校は河内長野らしさが出ていると思います。天見小学校を希望して通学している子どもたちがいるということを考えますと、河内長野の価値そのものだと思っています。そのことを考えますと、現在の状況で継続するべきだと考えています。しかしながら、非常にデリケートな話ですが、今後、さらに児童が減少したときに、どのような場合に統廃合するかという基準作りはしておく必要があると考えています。仮に学校を統廃合した場合、通学はどうするのか、スクールバスを走らせるのか。スクールバスの運営費用はおそらく国からは出ないでしょうから、そういう問題も含めて整理が必要かと考えております。この問題は非常に重要な視点だと考えておりまして、引き続き、貴重なご意見をお聞かせいただけたらと考えております。

松本教育長

市長がおっしゃったように、今どの学校を統廃合するかということではなく、どういう状況になったらどのようにしていくかということを検討する必要があると考えたため教育委員会からこの議題を挙げました。児童が1人になっても学校維持するのか、0人になっても休校にするのか、その基準づくりを来年度に審議していくということで進めてまいりたいと考えております。

西野市長

よろしくお願いします。

今矢政策企画課長

それでは六つ目のテーマに移ります。学校給食の無償化についてでございます。まず市長からお考えをご発言いただきます。

西野市長

給食の無償化については本来は国が国の責任において財源も含めて考えることがあるべき姿だと考えておりますが、いつまでも待っているわけにいかないと思っております。子

育ての世帯の負担が増えている環境の中で、近隣市、大阪府内、全国も含めて学校給食については無償化していくという方向性だと思います。本市もここで踏み出す必要があると考えておりまして、財源が豊かであれば来年から全額無償化にしたいのですが、財源のことを考えますと難しいと思いますので、どのように段階的に無償化を実施していくことが適切かということも含め、教育委員の皆様からご意見をいただきたく考えております。

今矢政策企画課長

それではまず事務局から説明をお願いいたします。

向井学校教育課参事

学校給食の無償化についての資料をお願いいたします。本市の学校給食の現状についてご説明いたします。本市では現在小学校ではセンター方式による全員給食を実施しておりまして、1日に教員分を含めまして概ね5000食程度を調理しています。中学校につきましては希望者が注文する弁当方式の給食を実施しておりまして、1日に教員分を含めて概ね300食程度を給食センターで調理し、各中学校に配送しております。この中学校給食につきまして、子育て世代への支援の一環として、昨今の社会情勢や家庭環境の変化に伴う保護者の家事労働の負担軽減等の課題解決に向けまして令和9年1月から全員給食の開始を目指し、現在、新たな学校給食センターの整備に取り組んでいるところでございます。また、昨今の物価高騰に伴いまして、給食食材費の高騰も深刻な課題となっておりますが、この高騰分を学校給食費に転嫁せず、市にて負担することで、支援の充実を図っているところでございます。学校給食の無償化につきましては、市民ニーズも高まっておりまして、市長からもおっしゃっていただいたように、資料の2.にあるような全国的な実施の状況や、3.の近隣自治体の無償化の状況等、何らかの形で無償化を実施している自治体が増えてきている状況でございます。

無償化に向けた検討の考え方として、令和7年度時点では、中学校におきましては、一部の生徒のみを対象とした無償化になることや、この無償化にすることによって注文数が現在より増加してしまった場合、現在の学校給食センターの調理能力では対応が困難な状況になるため、選択制給食を実施している時点で、中学校給食を無償化することを検討するのは難しいのではないかと考えております。そのため令和7年度から検討とい

うことであれば、小学校を無償化の対象としまして、令和 9 年 1 月に中学校全員給食開始後に中学校を対象に加えるというのが現実的ではないかと考えております。無償化のパターンとしましては複数のパターンを想定しておりまして 1 例として、資料の左下に示しております。いずれにしましても、物価高騰分を含めまして、その財源が必要と考えております。以上でございます。

今矢政策企画課長

では意見交換をお願いします。

大矢委員

昨今の物価高の中、給食費を抑えていただいていることは各ご家庭で大変助かっていると思います。学校給食の無償化についても、まだか、まだかと待っている状態だと思います。中学校の全員給食を実施する予定もありますし、予算を確保することが大きな課題であるのはわかりますので、段階的に進めていくことは良い考えだと思います。ぜひ 1 日でも早く無償化ができますように、よろしくお願いします。

河野委員

市長のご発言のとおり、本来は国が国策として全国的にやるべきだと思うのですが、資料にありますように他の自治体も、無償化に動いています。隣の富田林市は時限的にやっているということで、本市も無償化を進めることには理解できます。ただし、他の教育予算に影響がでないようにお考えいただけたらと思います。

西野市長

ありがとうございます。河野委員から他の予算に影響がでないよという意見がありましたが、もちろん当たり前のことだと思います。実は来年度の予算編成も局の包括予算という枠組みの中で進めるのですが、多くの新しいことをやっていこうと考えていますので予算が膨らむ可能性が大きいです。ただここで次世代に向けた投資をやらないと本市そのものが選ばれないという、分岐点にあると思っています。教育予算はしっかりと確保したいと私も考えておりますので、引き続きよろしくお願いします。

今矢政策企画課長

他に何かご意見などございませんでしょうか。

それでは七つ目のテーマに移ります。教育ＤＸについてでございます。令和２年度、国が提唱したＧＩＧＡスクール構想に基づき、本市でも児童生徒に１人１台の端末を整備しております。現端末の老朽化が進んでおりまして、今回その端末につきまして国から更新に向けた補助金が創設されたことから、全台更新の必要性について議論が必要であると考えております。また、アダプティブラーニングを実現させ個別最適な学びを効果的に進めることやアクティブラーニングを広げるためのソフト整備について協議調整が必要であることから議題として取り上げております。それでは事務局から説明をお願いいたします。

山崎教育総務課長

教育ＤＸについてご説明させていただきます。ハードについて教育総務課から、ソフトについて学校教育課からご説明させていただきます。まずハードでございますが、資料につきましては⑦－１をお願いいたします。教育のＤＸについては、先ほども紹介ございましたとおり、大きな変革が令和２年にございました。これが国が提唱いたしましたＧＩＧＡスクール構想でございます。この時、本市においても児童生徒１人１台の学習者用端末の整備を進めてございます。本市では、Chromebookという機種を選定し、令和２年に５,５８６台、令和３年に９１３台。合計６,４９９台の整備を進めてきたところでございます。これが５年を経過いたしまして老朽化が進んでおり、毎年、端末の故障台数が増加している状況や最新のソフトが開発され、そのソフトを快適に運用していくには、よりハイスペックな機器が必要になってくるといった現状でございます。このような状況に対して国でも新たな補助制度が創設されました。そういった補助制度を活用しながら、本市においても、全台の更新を進めて参りたいと考えております。補助内容といたしましては、１台５５,０００円と補助の上限額が設定されておりまして補助率は３分の２で、国が３６,０００円を負担、市が１９,０００円を負担するとなっています。本市で予定しておる台数を計算しますと、１億３,２５０万６,０００円と高額ではございますが、子どもたちの教育の質を下げないようにぜひこの方針を進めてまいりたいと考えております。また、教育活動の質の向上ということで、校務の情報化の目的は効率的な校務処理による業務時間の

削減、並びに教育活動の質を向上させることにあると文部科学省も申しておるところでございますが、本市でも校務用のパソコンを整備し、統合型校務支援システムにより、先生方の業務の軽減を図っております。また、安全安心の I C T 環境整備というところで、大容量高速回線の導入につきましては、各学校で学習者用端末を一斉に稼働させても、その学習者用端末が止まるようなことが無いよう、令和 2 年に大容量の高速回線を導入しておりますので、令和 7 年度に全体を更新し、よりハイスペックな機種が導入されても、学校のインターネット環境としては、問題がない環境はすでに整備しておるところでございます。その他の I C T 整備といたしましてはモバイルルーターの整備や危険サイトから子どもたちを守るフィルタリングソフト等も併せて導入していきたくところでございます。ハード整備については説明以上でございます。

篠崎学校教育課長

続いて学校での活用状況等について、学校教育課より説明をさせていただきます。ただ今説明がありましたように令和 2 年度に G I G A スクール構想により、本市では、全国でもいち早く、学習者用端末が全員に配付され、また強靱な学校のインターネット環境が整備されておりましたので、各学校では学習者用端末を活用した授業づくりに取り組んでまいりました。e ライブラリーやロイロノートなどのドリル教材や授業支援ソフトを導入し、個に応じた学びや協働的な学びに取り組んでおります。また、オンラインを活用して自分の学校以外とつなぐ遠隔学習などの研究をしているところです。本市の学習者用端末の活用状況は、全国学力学習状況調査からも、授業において端末等の I C T 機器をどの程度活用したかの調査においては、ほぼ毎日や週 3 日以上活用すると回答した割合が小中学校ともに全国や大阪府よりも高い割合を示しております。日常的な活用はできておりまして、学校では効果的な活用の研究に、次の段階に進んでいるところでございます。中央教育審議会の答申では、社会のあり方が劇的に変わる Society5.0 時代の到来や、先行き不透明な困難な時代にあって、教員のこれまでの教育実践と I C T を最適に組み合わせることで、すべての子どもたちに様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが必要だとされています。またこの間の教育分野における技術が大きく進歩し、デジタル教材や最先端技術が開発されているところです。例えば A I の活用では、子ども一人一人の理解度に合わせて出題内容や難易度

を調整して学習効果を高める、いわゆるアダプティブラーニング、実験や学習動画の配信については下学年の学び直しが可能となる学習支援も可能となります。オンライン上の学習は時間や場所の制約を超えてより多くの子どもに教育の機会が与えられることから、不登校児童生徒への学習保障にも期待されているところです。その他 V R などの最先端機器の活用は今までにないアクティブラーニングな教育活動が期待できるところです。社会のデジタル化が進み I C T スキルが求められる社会に対応することが求められている中で、教育の質の向上を図る教育 D X の重要性は今後ますます増していくと考えております。以上でございます。

今矢政策企画課長

説明が終わりました。それでは意見交換をお願いいたします。

河野委員

教育に A I を導入するメリットは大いにあると思います。私も大学の仕事で A I を使って学生の文章添削等をやっています。これまでパソコンを使って数百枚のマークシートのテストの答案を処理することには役立ったのですが、現在、A I はそれよりもはるかに性能が高く、文章の中身の「てにをは」を直すことや誤字を見つけ出すこと、一部の長い箇所を見つけ出し正しい文章に訂正してくれるといったことを今までのレベルとは違うことができます。工夫次第でさまざまなことができるので、A I には可能性が感じられると思います。教育 D X ということで教員の負担を大幅に減らせる可能性があるという点は大きなメリットだと思います。児童生徒に対しては一人一人の教育の進度に応じた問題を出題するといったことに十分活用できると思いますし、英会話でも A I を活用し 1 人で話し掛けて英語の勉強することができます。これからの時代、A I を導入しない手はないと思います。教員の工夫を蓄積し、さまざまな活用をしてもらえたらと思います。本市は I C T を先進的に進めていますので A I に関しても導入を進め、教育都市であるということをアピールできるのではないかと思いますので、積極的に整備を進めていきたいと思います。

西野市長

ありがとうございます。

嘉名委員

実際に大学でもA Iとは切っても切れない関係になってきています。研究もビッグデータの分析等にA Iを活用するようになっていきます。例えば学生にレポートを書かせる場合にチャットG P Tで作成しているかどうかをチェックするソフトがあります。学生はチャットG P Tで作成してそのまま出してくることもありますので良くも悪くも便利ですが、きっちりと使いこなすことや自分自身の能力の向上に資するような、或いは、自分自身のやりたいことを手助けしてくれるツールとして活用することが、これから世の中を生きていくためには必要かと思っています。先ほどの学力の話とも関係するんですが、A Iを活用し、個人の習熟度に応じてその人にとって今どういう学習が必要かを的確に判断し、必要なレクチャーや必要な問題を解かせることは先生の負担を軽減してくれる役割があると思います。先日、学校訪問をした時に、勉強が遅れている児童生徒は後々苦労すると話されていました。学校としては次々授業を進めていく必要があるため、つまりいたところまで戻って授業することは現実には難しいと思います。しかし、学習者用端末を活用すれば、もう一度立ち戻って学習することができます。そういう意味では、学習面でも効果があると考えています。学力テストの分布をみていますと、不登校の児童生徒はよくない傾向にあります。しかし、学校に登校できないことと勉強をしたくないことは異なる場合があります。学校に行けないけど勉強には興味を持っているような児童生徒にとってはメタバースを活用した不登校支援、つまりオンラインで勉強することで、授業を補える部分があると思います。そういう意味では不登校の児童生徒についても学びの機会を与えることは非常に有効だと思いますし、また、メタバースの世界で自分の居場所を見つけることができることになれば自己肯定力が高まるのではないかと思います。ただ、メタバースは非常に費用がかかると聞いています。そのため予算の手当もないとできないと思いますので、是非とも前向きにご検討いただきたいと思っております。以上です。

西野市長

ありがとうございました。

大矢委員

河野先生も嘉名先生もおっしゃっていたように、学習者用端末があることが児童生徒の勉強の底上げになるツールであることは確かだと思います。今回の整備から5年が経過し機器の故障が増加していますので、ぜひ国からの補助金を活用し、令和7年度の全台更新をお願いしたいと思います。私も学校訪問に行っておりまして、机には教科書やノート、鉛筆があって、学習者用端末があるというような授業の必須の教具になっていることを実感いたしました。以上です。

西野市長

ありがとうございます。現在は多様化している社会だからこそICT化は必須だと認識しています。特にAIアプリの重要性は世間でも叫ばれていますし、教育関係者、保護者、教育委員の皆様のご意見からも重要性は感じていますので導入に向けて積極的に進めていきたいと考えています。先ほどの給食費の話ですが、おそらく近隣市から見たら河内長野市はようやく段階的無償化に踏み出したという、少し遅れをとっているように見えているかもしれません。しかし、教育長からお聞きしたのですが、学校のICT化については昔から本市は進んでいると聞いています。給食費については遅れているかもしれませんが、ICT化につきましては、保護者としてもより良い環境で学ばせたいという方も多いと聞いています。これまで進めてきたことをさらに先取りをしていくということが大切だと思っておりますのでしっかり進めていけたらと考えております。

今矢政策企画課長

他に何かご意見などございませんでしょうか。それでは七つ目のテーマを終了いたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。全体を通して、市長からご意見等ございますでしょうか。

西野市長

ありがとうございます。本当に今日は数多くの有意義なご意見をお聞きできました。しっかりと教育委員の皆様のご意見を踏まえ、最終的な判断、予算の判断をさせていただきたいと思いますし、今後も意思を共に形成していくということが非常に重要だと思いまし

た。

そして本市は他市に先駆けて率先してやっていることはたくさんあります。これを届けたい世帯に届けていくということが大事だと思います。来年度は成長戦略局の中に営業部を作ってシティプロモーションを進めていくのですが、こういう要素こそ届けていかなければいけないと思っております。そういう意味では、教育の充実は、選ばれる、選んでもらいたいという意思表示として今後内外に打って出ていきたいと考えておりますので、また、貴重なご意見をいただければと考えております。本日は本当にありがとうございました。

今矢政策企画課長

ありがとうございました。松本教育長からご意見などございますか。

松本教育長

本日はありがとうございました。今日とりあげていただきまして市長からのご意見、お考えも多々あると思うのですが、すべて教育の施策について後押ししていただいていると思い、力強く感じましたし、ありがたいと思っています。私ども冒頭に申し上げましたように、教育施策としてやるべきことについては早く絵を描いて、予算要望してまいりたいと思いますので、事業化に向けてお力添えをいただきたいと思います。今回議題に取り上げていないことでも課題はたくさんあります。充実させたいことについては予算が必要になってきますので包括予算で要望させていただきたいと考えております。その点も重ねてお願いいたします。

市長にとっては、教育的な部分だけではなくて、市全体の行政施策についてお考えいただき、予算も限られた中だということは私どもも十分承知をしております。ただ立場的に申し上げますと、教育に関しては予算がないとき、お金がないときほど、米百俵の精神で教育に投資をしなければならないと考えております。そういう観点からもお金がないから事業をあきらめるということではなく、主張すべき点は主張しながらお願いをしていこうと考えています。本日は本当にありがとうございました。

西野市長

ありがとうございました。

閉 会

今矢政策企画課長

それではこれをもちまして令和 6 年度総合教育会議を終了いたします。本日はみなさまありがとうございました。